

チラシ折込サービスのご案内

当所では毎月10日に発行している会報誌『sora』に
事業所様のチラシを折込するサービスを行っております。

毎月4,000部発行し、当所会員事業所、市内公共施設、
官公庁関係、各地商工会議所等へ配布しております。

貴社のPRにぜひご活用ください！！



たとえばこんな時に

- 新商品のPR
- 新年会・忘年会等の宴会プラン
- キャンペーン
- セミナー・講演会
- 各種イベント

【会員価格】

※1ヶ月の料金となります。(税抜 単位:円)

チラシ等サイズ	単月	6ヶ月以上 ※10%割引	1年 ※20%割引
A4・B5	40,000	36,000	32,000
A3・B4 (2つ折り)	60,000	54,000	48,000

【非会員価格】

チラシ等サイズ	単月	6ヶ月以上 ※10%割引	1年 ※20%割引
A4・B5	80,000	72,000	64,000
A3・B4 (2つ折り)	100,000	90,000	80,000

※チラシの作成・用意は各社負担となります。

【納品について】

部数：4,000部(発行月によって変動する場合があります。)

納期：発行月の前月20日

状態：A3・B4判のチラシ等は、二つ折り(A4判以下)にして納品をお願いします。

納品先：所沢商工会議所(〒359-1121 所沢市元町27-1 所沢ハーティア東棟3階)

※送付する場合は、『所沢商工会議所会報誌「sora」〇月号チラシ』と明記してください。

【お問い合わせ】

所沢商工会議所 業務課 会報担当

TEL：04-2922-2196 FAX：04-2923-6600

E-mail：sora@tokorozawa-cci.or.jp

所沢商工会議所 会報誌「sora」チラシ折込サービス申込書

平成 年 月 日

所沢商工会議所 御中
(FAX:04-2923-6600)

別紙、利用規程を承諾し、下記のとおりチラシ折込サービスを申し込みます。

事業所名			
代表者 役職・氏名			
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者		担当者 連絡先	

申 込 内 容

利用期間	年間利用	平成 年 月号 ~ 平成 年 月号
	年6回以上利用	1月・2月・3月・4月・5月・6月 7月・8月・9月・10月・11月・12月
	単月利用	1月・2月・3月・4月・5月・6月 7月・8月・9月・10月・11月・12月
チラシサイズ ※いずれかに○	A4 ・ B5 ・ A3 (2つ折り) ・ B4 (2つ折り)	

所沢商工会議所会報誌 チラシ折込サービス利用規程

(目 的)

第1条 所沢商工会議所（以下、「当所」という）会報誌のチラシ折込サービス（以下「当サービス」という）は会員企業及び管内企業等の発展に資することを目的としている。

(内 容)

第2条 当サービスは、当所会報誌へ企業の経営活動に資する書類等を同封することを指す。

(利用の制限)

第3条 当サービスは、当所会報誌へ企業の経営活動に資する書類等を封入するものであり、その内容や作成責任を有する企業等に対して、信用を与えるものではないこと及び下記事項のいずれかに該当した場合は、利用を制限するものとする。

- (1) 公序良俗に反すること
- (2) 関係法規に違反すること
- (3) 誤解を与える恐れがあること
- (4) 他の会員、消費者に不当な利益を与える恐れがあること
- (5) その他、当サービス利用上不適当と認められること

- 2 当サービスの利用は、毎月 10 社（申込先着順）までとし、利用月が希望に添えない場合がある。また、折込の順番は順不同で希望には添えない。

(利用の停止)

第4条 前条に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、当サービスは履行しない。

(責任の帰属)

第5条 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応する。また、当サービスにより生じた取引上のトラブル等について当所は一切の責任を負わない。

(利用料金)

第6条 当サービスの利用料金は、別紙料金表のとおりとする。

(利用料の納入)

第7条 別紙定める料金表に基づき、当該書類等を同封した当所会報誌発行月の末日までに支払いを完了することとする。

(申込み手続き)

第8条 当サービス利用を希望する者は、当規程に同意の上、所定の申込書及び同封する書類等の原案、またはその内容がわかるものを提出することとする。

(書類等の納品)

第9条 書類等は、当所が指定する部数を各自用意し、発行月の前月 20 日までに当所が指定する場所に納品すること。定める期日までに納品が間に合わない場合はいかなる理由においても同封はできない。また、残部が発生した場合は原則として返品しない。なお、折込可能な大きさは、原則として A4 版とする。なお、A3 版等の場合は、当該書類を規定の大きさ以下に折りたたみ、納品することとする。

附 則 本規定は平成 24 年 4 月号の会報誌から適用する。